

## 法隆寺駅南北自由通路有料広告掲載取扱基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、斑鳩町公共物等有料広告掲載取扱要綱(以下「要綱」という。)

第10条の規定に基づき、法隆寺駅南北自由通路(以下「自由通路」という。)への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

### (広告掲載の位置、規格及び掲載料)

第2条 広告を掲載する位置、規格及び掲載料は、別表のとおりとする。

### (広告掲載希望者の募集方法)

第3条 広告掲載希望者は、原則として町広報紙等により公募するものとする。

### (掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は7日間単位とし、連続して掲載する期間は、1年を限度とする。

### (広告掲載の申込み方法)

第5条 自由通路に広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、別に定める申込み期限までに町長に申込みをしなければならない。ただし、広告掲載枠に余裕がある場合は、随時申込みを受け付けることができる。

2 申込者は、2の会計年度にわたり広告掲載の申込みをしようとする場合は、年度ごとに申込みをしなければならない。

### (広告掲載の決定)

第6条 町長は、掲載することが適当と認められる広告の申込みの件数が当該広告枠数を超えた場合は、要綱第4条により決定する。

### (広告掲載料の納付)

第7条 広告掲載が決定した申込者(以下「広告主」という。)は、別に指定する期日までに広告掲載料を納付しなければならない。

(広告の作成及び掲出)

第8条 広告主は、掲載しようとする広告を自ら作成し、町長が指定する期日、場所等に掲出するものとする。

- 2 広告の掲出期間が満了したときは、広告主は、直ちに広告を撤去しなければならない。
- 3 広告の掲出及び撤去に要する費用等は、広告主が負担するものとする。
- 4 広告の掲出期限が満了したにもかかわらず、広告が撤去されないときは、町長は広告主に代わりこれを撤去し、撤去に要した経費を広告主に請求することができる。

(広告掲載の取消し)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 町長が指定する期日までに広告を掲出しなかったとき又は広告掲載料を納入しなかったとき。
- (2) 掲出する広告が、要綱第3条第2項に該当するとき又は該当することとなったとき。
- (3) その他町長が特に広告掲載に支障があると認めたとき。

(広告掲載料の還付)

第10条 既に納付された広告掲載料は還付しない。ただし、町長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(その他)

第11条 この基準に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は別に定める。

付 則

- 1 この基準は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この基準の施行の日前に、広告掲載の申込みを受理したものに係る広告掲載料については、なお従前の例による。

## 別表

掲載位置	規格	掲載料（1枚あたり）	
		掲出期間	金額
自由通路 階段部分 のポスター パネル	B1サイズ 縦 1,030ミリメートル× 横 728ミリメートル	7日間	5,700円 (消費税別)